

令和6年2月からの岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県の交付する介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、令和5年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和6年1月25日付け、老発0125第5号厚生労働省老健局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、介護職員ベースアップ等支援加算を算定する介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）であって、国の実施要綱別紙1（以下「別紙1」という。）の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものを運営する者とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象事業者が、国の実施要綱に基づいて、令和6年2月から同年5月までの間に、対象事業者が運営する介護サービス事業所等（別紙1の表1「サービス区分」欄のいずれかに該当するものに限る。）に勤務する介護職員及びその他の職員に対して、賃金改善を行う事業とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる（1）の数に（2）、（3）を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

（1）一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数）をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。

（2）1単位の単価

（3）別紙1の表1「サービス区分」欄のサービスごとに、同表「交付率」欄に掲げる率

(交付の申請)

第5条 規則第4条の申請は、介護職員処遇改善支援補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、令和6年4月15日までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第10条の申請は、介護職員処遇改善支援補助金変更承認申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- 2 知事は前項の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第8条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない細部の変更とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告は、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第6条（2）より事業の中止又は廃止の承

認を受けた場合には、当該通知の到達した日から1か月を経過した日)までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、相当と認めたときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第12条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(概算払)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 貸金改善について、国の実施要綱に規定する要件を満たしていない場合
- (2) この要綱の規定又は第6条に定める交付の条件に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別紙1

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防)訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防)認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防)短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

令和 年 月 日

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金交付申請書

岡山県知事 様

(申請者)
郵便番号
住所
法人名
代表者の役職
代表者氏名
電話番号

[Redacted area for applicant information]

標記について、岡山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額 : 金 円

※別紙様式2-1の2①の見込額(e)を記入して下さい。

(添付書類)

- 1 介護職員処遇改善支援補助金計画書
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式2-1(補助金))
- 2 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個票)
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式2-2(補助金))
- 3 介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式4)
※該当する場合は添付すること。

令和 年 月 日

令和6年2月からの岡山県介護職員処遇改善支援補助金変更承認申請書

岡山県知事 様

(申請者)
郵便番号
住所
法人名
代表者の役職
代表者氏名
電話番号

標記について、岡山県補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更承認額 : 金 円

※別紙様式2-1の2①の見込額(e)を記入して下さい。

(添付書類)

- 1 介護職員処遇改善支援補助金計画書
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式2-1 (補助金))
- 2 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個票)
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式2-2 (補助金))
- 3 計画書以外の変更である場合は変更内容が分かる資料

令和 年 月 日

令和6年2月からの岡山県介護職員処遇改善支援補助金実績報告書

岡山県知事 様

(申請者)
郵便番号
住所
法人名
代表者の役職
代表者氏名
電話番号

標記について、岡山県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

精算額 : 金 円

※別紙様式3-1の2①の見込額(e)を記入して下さい。

(添付書類)

- 1 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式3-1(補助金))
- 2 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個票)
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式3-2(補助金))
- 3 介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書
(岡山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱 別紙様式4)
※該当する場合は添付すること。
※交付申請時に提出済み且つ内容に変更がない場合は添付不要

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)		円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)		円	← ×
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)		円	() % ← ×
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)		円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分) (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)		円	
介護職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	() %
(一月あたり)		円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	() %
(一月あたり)		円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
I 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
II 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← ×
-------------------------------------	-----

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めするため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる 手当(新設)		決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)		手当(既存の 増額)	賞与	該当なし(全て基 本給等)	その他 ()
②具体的 な取組内 容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
			就業規則の見直し		賃金規程の見直し		その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
③ベース アップの実 施予定		実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情					
		実施しない						

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る岡山県国民健康保険団体連合会から岡山県への支払口座情報の提供に同意します。

計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 月 日

法人名 代表者 職名 氏名

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	○
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている	×
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	×
3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	×
4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	×
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	×

法人名	0
-----	---

介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)	0
うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	0

【記入上の注意】 ※岡山県版

- ・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる賃金改善等の要件を満たしていれば足りること。
- ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
- ・補助金は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座に支払われる。

※債権譲渡法人・事業所については、1回目の補助金支払いの際(6月)に口座情報を県へ提出いただく予定。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアップ等加算の算定有無(令和6年4月から算定見込みである場合を含む)	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	交付対象期間(d)		介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e) (a×b×c×d) [円]	うち、令和6年4・5月分の補助金の見込額(f)(e×1/2) [円]
			都道府県	市区町村							月	日		
1						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
2						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
3						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
4						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
5						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
6						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
7						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
8						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
9						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
10						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
11						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
12						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
13						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
14						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
15						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
16						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
17						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
18						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
19						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			
20						-		10.00			令和6年2月~令和6年5月(4ヶ月)			

変更に係る届出書(令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金)

基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和		年		月		日
2 変更の概要							

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

別紙様式 5

特別な事情に係る届出書（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金）

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

--

2. 賃金水準の引下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)
